

京都市職員措置請求書

京都市職員措置請求書

2003年10月24日

1 請求の趣旨

この8月7日、財団法人モラロジー研究所の主催で、「第40回教育者研究会」(以下「研究会」)が京都市で開催された。この研究会に対して、京都市教育委員会が後援決定をただけではなく、京都市教育委員会教育長の門川大作氏が、祝辞と1時間10分にも及ぶ講演を行った。

ところが、この研究会の開催目的として、憲法や教育基本法を否定した挨拶文が主催者から事前に公表されていたことから、多くの市民・組合・政党・学者グループなどから、後援決定を取り消し、教育長の講演を中止するようにとの申し入れが寄せられたが、京都市教委・京都市教育長はそうした抗議の声を無視したのである。

財団法人モラロジー研究所の廣池幹堂理事長による主催者挨拶文では、「戦前の行き過ぎた国家主義教育の反省と自由と民主主義の履き違えから、家庭と国家を否定する教育に加えて自虐的な歴史教育が進められた」「とくに皇室を中心として祖先が培ってきた、寛容の精神、共生の心は(中略)最も必要な心であり、若い世代にぜひ伝えていきたい」などと述べ、さらには、「敗戦、占領という主権がないときに制定された憲法は国際法違反」「日本が真の独立国になるためには、『日本人のための憲法』を、我々の責任で1日も早く制定しなければなりません」と、日本国憲法を完全に否定し、「憲法と教育基本法の改正は避けることはできない」と強調している。

民間団体が独自の主張をするのはともかく、憲法・教育基本法にもとづいた教育行政を進めなければならない教育委員会が、このような憲法を否定した研究会を後援しただけではなく、教育長が祝辞・講演まで行ったことは認められない。憲法第99条は、「公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めており、今回の京都市教委・京都市教育長の行為は憲法第99条違反であることは明白である。

京都市教委は、我々の抗議に対して、「集会に行っても、主催者の主張に賛同するようなことを言わなければ問題はない」などと釈明した。しかし、憲法遵守義務のある公務員が、憲法否定の集会に行つて祝辞・講演を行うことが許されないのは明白で、このような詭弁は通用しない。また、門川教育長はこの日の研究会の祝辞で、「当会においては、道徳教育の育成に献身的なご努力を賜っている」(東京新聞 2003. 8. 17)と、モラロジー研究会の活動を賛美したのであるから、市教委の説明は事実にも反している。

そもそもモラロジー研究会とは、天照大神・孔子・釈迦・キリスト・ソクラテスを「最高道徳」とし、「宇宙根本の神霊，聖人」を信仰し，これらを祭ってある神社を尊敬せよと説く修養団体・宗教右翼団体である（沼田健哉『現代日本の新宗教・・・情報化社会における神々の再生』創元社）。また，理事長の廣池幹堂氏は，憲法・教育基本法の改正を強く主張する日本最大の右派組織・「日本会議」の中央役員や，今年の1月に教育基本法改悪勢力の総結集の場として設立された「『日本の教育改革』有識者懇談会」（略称「民間教育臨調」）の役員を努めるなど，この間，教育基本法改悪に向けた政治活動を精力的に続けている。また，モラロジー研究所と「新しい歴史教科書をつくる会」の繋がりも各方面で指摘されている。従って，今回の研究会は，京都市後援名義等使用許可基準の，「事業が宗教的又は政治的な色彩を有しているとき」に明らかに該当しており，後援名義の使用を許可できなかったはずである。祝辞・講演にいたっては論外と言うほかない。

以上のように，門川教育長がこの研究会で行った祝辞・講演は，憲法擁護義務のある公務員としての公務と見なすことができない。また，職員は，勤務時間中に職務に密接に関連する研究会などに出席する場合でも，職務に専念する義務の特例に関する条例に定める手続きを行う必要があるが，今回，門川教育長は，その手続きもとっていない。

従って，門川教育長は，8月7日の講演と会場への移動に要した2時間分の給与を不法に受け取ったこととなるので，この2時間分の給与を京都市に返還するようにとの勧告を行われるよう請求する。

2 請求者

住所 京都市左京区

氏名 林 功三 ほか 44 名

以上，地方自治法第 242 条第 1 項の規定により，別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

京都市監査委員殿

注 事実証明書の記載を省略した。